

○宮崎大学工学教育研究部人事委員会規程

〔平成 24 年 4 月 1 日
制 定〕

改正 平成 24 年 6 月 5 日 平成 25 年 2 月 19 日
平成 25 年 5 月 28 日 平成 28 年 3 月 20 日
令和 3 年 3 月 25 日 令和 6 年 3 月 20 日

(設置)

第 1 条 この規程は、宮崎大学工学教育研究部教員選考規程（平成 24 年 4 月 1 日制定）（以下「教員選考規程」という。）第 3 条第 8 項の規定に基づき、宮崎大学工学教育研究部人事委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 教員選考規程に定められた事項に関すること。
- (2) 人事計画委員会及び教員選考委員会から付議された事項に関すること。
- (3) 教員の割愛及び辞職に関すること。
- (4) その他教員の身分に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 工学教育研究部長
- (2) 副学部長（教務、評価及び研究担当）
- (3) 教育研究評議会評議員
- (4) 各プログラムの長
- (5) 工学基礎教育センター長

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、工学教育研究部長をもって充てる。

(議事)

第 5 条 委員会は、原則として、全ての委員の出席をもって成立する。ただし、第 3 条第 4 号及び第 5 号の委員に事故あるときは、当該プログラム又は工学基礎教育センターの教育を担当する教授を 代理人として出席させることができる。

- 2 副学部長は、2 名以上出席するものとする。
- 3 議事は、出席者の 3 分の 2 以上をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(教員選考委員会)

第 7 条 委員会に、教員選考規程に定められた事項を実施するため教員選考委員会を置く。

- 2 教員選考委員会の構成は次のとおりとし、委員長は専門分野を考慮して、委員からの互選とする。
 - (1) 当該プログラム又は当該センターから選出された教授 3 人。
 - (2) 他プログラム又は工学基礎教育センターから選出された教授 3 人。ただし、原則として人事委員会の委員から選出する。
 - (3) 副学部長（教務、評価及び研究担当）又は教育研究評議会評議員から 1 人。ただし、前 2 号の委員に副学部長（教務、評価及び研究担当）又は教育研究評議会評議員が含まれる場合はこの限りでない。

(工学教育研究部教授会の承認)

第 8 条 委員会で議決された事項は、工学教育研究部教授会の承認を受けなければならないものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 宮崎大学工学部人事委員会規程は廃止する。

附 則
この規程は、平成 24 年 6 月 5 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 25 年 2 月 19 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 25 年 5 月 28 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 28 年 3 月 20 日から施行し、平成 28 年 1 月 12 日から適用する。

附 則
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

原本